明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四二）　一
〔告　示〕
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき船舶所有者の事業の種類の細目を定める件（厚生労働三七九）　八
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同三八〇）
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（同三八一）
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同三八二）
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同三八三）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○経済産業省令第四十二号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三条第二項、第六項及び第七項、第四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六条第一項、第七条第一項及び第二項、第七条の二第二項及び第三項、第七条の四第一項及び第二項、第七条の五第一項、第七条の七、第七条の八第三項、第七条の九第一項、第七条の十第一項及び第二項、第七条の十三第二項並びに第三十条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

本則（第一条及び第三条第一項第五号を除く。）中「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改める。

第三条第一項第五号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第六号中「番号をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「申請書及び同条第二項の特定原産品であることを明らかにする資料に、申請に係る物品の仕入書の写し又はこれに準ずるものを添付して」を「発給申請書により」に改め、同条第五項中「第七条」を「第七条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　法第三条第二項の規定による資料の提出は、同項の特定原産品であることを明らかにする資料に、申請に係る物品の仕入書の写し又はこれに準ずるものを添付して行わなければならない。

4　法第三条第五項の規定による第一種原産品誓約書の提出は、様式第一の二による書面を提出することにより行わなければならない。

5　法第三条第六項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第一種原産品誓約書を交付する者の連絡先及び法人その他の団体にあっては、その代表者又は当該代表者から委任を受けた者の氏名

二　法第三条第六項第三号の物品に係る関税番号

第四条第二項中「前条第四項及び第五項」を「前条第七項及び第八項」に、「同条第五項中」を「同条第八項中」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第四条の二第三項中「経済連携協定」の下に「（経済連携協定の規定により当該経済連携協定の締約国の関税法令が適用される当該締約国以外の外国を仕向国とする場合にあっては、当該締約国との間の経済連携協定）」を加え、同条第八項中「第三条第三項」を「第三条第六項」に改める。

第五条第一項中「申請書及び資料」を「発給申請書及び資料又は第一種原産品誓約書」に改め、「経済連携協定」の下に「（経済連携協定の規定により当該経済連携協定の締約国の関税法令が適用される当該締約国以外の外国を仕向国とする場合にあっては、当該締約国との間の経済連携協定）」を加え、同条第二項中「その他の前項の審査を」を「その他前項の審査を」に、「若しくは証明資料提出者に」を「、証明資料提出者若しくは第一種原産品誓約書交付者（以下この項において「発給申請者等」という。）に」に、「若しくは証明資料提出者の同意」を「等の同意」に、「若しくは証明資料提出者の設備」を「等の設備」に改める。

第六条第一項の表中「規定する」を「掲げる」に改め、同表に次のように加える。

九　令第一条第九号に掲げる経済連携協定（以下「日スイス協定」という。）	様式第二十	様式第二十一